

## 省エネ技術導入事業に係る公募要領

27集排第14号

一般社団法人 地域環境資源センター

### 第1 総則

省エネ技術導入事業(以下「本事業」という。)に係る公募の実施については、この公募要領に定めるもののほか、事業内容等の詳細については、農山漁村6次産業化対策事業実施要綱(平成27年4月9日付け26食産第4354号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。)、農山漁村6次産業化対策事業補助金交付要綱(平成27年4月9日付け26食産第4355号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。)及び小水力等再生可能エネルギー導入推進事業実施要領(平成26年4月1日付け25農振第2225号農林水産省農村振興局長通知。以下「実施要領」という。)に定めるものとします。

### 第2 趣旨

農業用水の水質保全や農村生活環境の改善を図る農業集落排水施設については、今後急増する老朽化施設の更新や、電力料金及び汚泥処理費などに要する維持管理費の軽減が喫緊の課題となっています。これまで、維持管理コスト縮減や汚泥の減量化等に対応した省エネ技術についての開発・実証を行ってきましたが、今後、その効果を現場において実証を行い、施設の更新整備と併せて速やかに導入を図っていくことが急務となっています。

このため、本事業において、省エネ技術の導入の取組を支援し、農業集落排水施設の効率的な更新整備技術の確立に向けた実証事業を実施します。

### 第3 事業の内容

#### 1 事業実施主体の選定

本事業の事業実施主体は市町村となります。

平成27年度に農業集落排水施設の改築を実施する地区において、以下に示す省エネ技術又はそれ以外の省エネ技術の導入(複数の省エネ技術の導入が必須)を希望する市町村は、公募要領第9の1により、課題提案書を一般社団法人地域環境資源センター(以下「センター」という。)に提出していただきます。

センターは、公募要領第10により、課題提案書の審査を行い、事業実施候補者となる市町村を選定します。

事業実施候補者となった市町村は、公募要領第11により、交付決定に必要な手続きを行い、補助金交付決定により事業に着手が可能となります。

汚水処理型式毎に導入可能な省エネ技術の組合せ（例）

省エネ技術			JARUS 型式					
			I 型 (沈殿分離 +接触ば っ気)	III型 (嫌気ろ床 +接触ば っ気)	X I 型 (回分)	XIV型 (連続流入 間欠ばっ 気)	OD型 (オキシジェ ンデイツ)	
省エネ機器	処理施設	①	太陽光発電の活用 <sup>※1</sup>	○	○	○	○	○
		②	高効率Vベルトの導入 <sup>※2</sup>	△	H26 実施 △	△	H26 実施 △	H26 実施 △
		③	窒素濃度モニタリングによるブロワ空気量制御	×	×	○	○	○
		④	高効率攪拌装置の導入	×	H26 実施 ○	H26 実施 ○	×	H26 実施 ○
		⑤	微細気泡ディフューザの導入 <sup>※3</sup>	×	×	○	○	H26 実施 △
		⑥	汚泥濃縮装置の導入 <sup>※4</sup>	△	△	H26 実施 △	H26 実施 △	△
	管路施設	⑦	高効率水中ポンプの導入 <sup>※5</sup>	○	○	H26 実施 ○	H26 実施 ○	H26 実施 ○
		⑧	真空式管路への吸気弁の設置 <sup>※6</sup>	△	H26 実施 △	△	△	△
省エネ運転	処理施設	⑨	脱臭ファンの間欠運転	○	○	○	○	○
		⑩	流量調整槽攪拌装置の間欠運転	×	H26 実施 ○	H26 実施 ○	H26 実施 ○	H26 実施 ○
		⑪	ばっ気攪拌装置及びばっ気ブロワの風量調整	×	×	○	○	H26 実施 ○
		⑫	流量調整ポンプ及び汚水計量槽の運転時間調整	×	△	H26 実施 ○	△	△
		⑬	ばっ気攪拌装置及びばっ気ブロワの運転時間調整	×	×	○	○	H26 実施 ○

凡例：○（適用可能）、△（条件付きで適用可能）、×（適用不適切）

：H26 実施とは、平成 26 年度省エネ技術導入事業で導入された技術

：※1 太陽光発電施設の設置については、農山漁村地域整備交付金（農業集落排水事業）により行っていただきます（補助率 50%）。

：※2 高効率Vベルトは適用するブロワがインバータ制御ができるものか、タイマー運転（15分ごとの on/off 運転等）が可能なものであること。

：※3 微細気泡ディフューザの導入は、JARUS-XIVG と XIVGP 型は既に微細気泡ディフューザを設置済み。OD 型への導入の場合には、ばっ気は微細気泡ディフューザで行うが、OD 内の攪拌装置はエアを供給しない機器であること。

：※4 汚泥濃縮装置は現状の搬出汚泥濃度が 2.0% 以下の場合に導入を行う（汚泥濃度が 2.0% 以上では、導入効果が低いため。）。

：※5 高効率水中ポンプは、モータ動力が既設水中ポンプよりも下げられるものは効果が大きい。

※6 真空式管路に対してのみ適用可能であり、真空式管路メーカーの専門技術者の指導のもとで実施すること。

注意：省エネ技術③は、⑩又は⑬と同時に適用できない。  
着色は、各処理型式で省エネ効果の高い技術を示す。

※ 上記の汚水処理型式及び導入可能な省エネ技術については、代表的なものを例示しています。

※ 省エネ技術導入の技術資料（効果発現状況、省エネ機器の設置費用の目安）については、以下のURLに記載されています。

<http://www.jarus.or.jp/villagedrain/03lowcost/02energysaving.htm>

## 2 事業実施内容

### 1) 事業の流れ

事業実施主体は、平成27年度から平成28年度までの2カ年で以下を実施します。

項目		H27年度	H28年度
①省エネ技術の導入	省エネ機器設置	◎	
	省エネ運転導入	◎	
②省エネ機器の運転管理		◎	○
③運転データ等の記録・提供		◎	○
④情報発信			○

◎：本事業の補助対象

○：本事業の補助対象外ですが、実施いただくもの

#### ① 省エネ機器の設置、省エネ運転の導入

事業実施主体は、農業集落排水施設に対して、省エネ機器の設置及び省エネ運転の導入ができます。なお、改築を計画している機器に加えて、それ以外の機器に対しても省エネ技術を導入することが可能です。

省エネ機器の設置について、設計が必要となる場合は、事業実施主体と調整の上、センターが行います。

#### ② 省エネ機器の運転管理

事業実施主体は、導入した省エネ機器、省エネ運転の効果を実証するために必要な運転管理を実施します。

#### ③ 省エネ機器の運転データ等の記録・提供

事業実施主体は、補助金交付決定後及び省エネ技術導入後に、計測が必要な機器毎にポータブル電力量計等を設置します。

事業実施主体は、ポータブル電力量計に付属するSDカードに記録されたデータ（電流値、電力量、積算電力量）を2週間に1回程度の頻度で回収・保存します。回収・保存したデータについては、センターからの依頼があった際にセンターへ提出します。

また、事業実施主体は、電力量計が停電等で停止した場合には、電力量計を復帰させる等の管理をします。

更に、センターは、事業実施主体に対し、改築前の処理施設における使用電力量等の聞き取りを行います。

#### ④ 実証結果の情報発信

事業実施主体は、センターがまとめた実証結果を参考に、より広い地域で応用するため、これらの取組に関する情報を広く発信します。情報発信の方法としては、市町村のHPや広報誌等による情報発信や見学会の開催などを想定しています。

## 第4 応募者の要件

本事業に応募ができる者（以下「応募者」という。）は、モデル地区として応募する農業集落排水施設の改築を平成27年度に実施する市町村とします。

## 第5 補助対象経費の範囲

補助対象となる施設整備に要する費用の範囲は、以下のとおりとします。

### 1 委託料

省エネ技術導入初年度目における省エネルギー機器の運転データ等の取りまとめに必要な経費及び省エネ運転の実施による掛かり増し経費等

### 2 工事費

直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等施設整備に必要な経費

### 3 設備費

機械装置、制御盤、監視装置、配管類、送・配電設備及びこれらに附帯する設備の購入、製造（改造を含む。）、据付け、輸送並びに保管に必要な経費

応募にあたっては、平成27年度の事業期間中における所要額を算出（千円単位）していただきますが、実際に交付される補助金の額は、申請書類に記載された事業実施計画等の審査の結果等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも所要額と一致するとは限りません。

## 第6 申請できない経費

次の経費は、事業の実施に必要なものであっても、所要額に含めることができません。

- 1 応募者が実施中又は既に終了している施設整備等に関する経費
- 2 本事業の業務を実施するために委託した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間及び日数に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、賞与、退職金その他各種手当）
- 3 本事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 補助金の交付決定前に支出される経費（要綱等に基づく手続を経て交付決定前に本事業に着手する場合を除く。）
- 5 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要した経費として証明できない経費

## 第7 補助金額、補助率及び採択予定地区数

補助金額は、1地区あたり上限15,000千円以内とし、この範囲で事業実施に必要な経費を定額で補助します。

なお、補助金額については、補助対象経費等の精査により減額することがありますので留意して下さい。

## 第8 本事業の実施期間

補助金交付決定の日から平成28年3月31日までとします。

## 第9 申請書類の作成及び提出

### 1 申請書類の作成

提出すべき申請書類（以下「課題提案書」という。）は、以下のとおりとします。

#### (1) 課題提案書

提案の内容は第2の趣旨、第3の事業内容及び第5の補助対象経費の範囲に照らして適当なものであることとし、課題提案書（別紙様式第1）を提出して下さい。資料はA4サイズ片面印刷でお願いします。

また、その他、追加資料の提出を求める場合がありますので御留意願います。

## 2 課題提案書の提出期限、提出先及び提出部数

課題提案書の提出期限、提出先及び提出部数については、「平成 27 年度省エネ技術導入事業事業実施主体の公募について（公示）」に別途記載します。

## 3 課題提案書の提出にあたっての注意事項

- (1) 課題提案書は、様式に沿って作成して下さい。
- (2) 課題提案書に虚偽の記載、不備等がある場合は、審査対象とならない場合がありますので、本公募要領及び実施要綱等を熟読の上、注意して作成願います。
- (3) 応募者の要件を満たしていない者が提出した課題提案書は無効とします。
- (4) 課題提案書の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とします。
- (5) 課題提案書の提出は、原則として郵送又は宅配便（バイク便を含む。）とし、やむを得ない場合には、持参も可とします。
- (6) 課題提案書を郵送する場合は、簡易書留、特定記録等、配達されたことが証明できる方法によって下さい。また、提出期限前に余裕をもって投函するなど、必ず提出期限までに到着するようにして下さい。
- (7) 提出後の課題提案書については、採択、不採択にかかわらず、返却はいたしませんので、御了承下さい。
- (8) 課題提案書は、セット毎にクリップで綴じて、フォルダー等に収納の上、提出して下さい。
- (9) 提出された課題提案書については、秘密保持に十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用いたしません。

## 第 10 事業実施候補者の選定

### 1 審査の手順

審査は、以下の手順により実施されます。

#### (1) 書類確認

提出された課題提案書について、応募要件及び内容について確認し、必要に応じて問合せをする場合があります。

なお、実施要綱、交付要綱及び実施要領に基づく要件を満たしていない者については、以降の審査の対象から除外されます。

#### (2) 委員会による審査

センターは、本事業の円滑かつ適正な運営を図るため、本事業の事業内容を踏まえ、農業集落排水事業に関して学識経験等を有し、公正中立の立場を堅持できる専門家の参加を得て、省エネ技術導入事業実施者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置し、委員会において審査を実施し、予算の範囲内において、評価が高い者から順に、事業実施候補者を選定するものとします。

## 2 審査の基準

審査は、事業実施計画及び事業実施スケジュール等を勘案し、以下の項目について評価し総合的に行います。

### ① 計画の確実性

- ・ 他の地域のモデルとなるのか
- ・ 省エネ技術導入前のデータ収集期間が長く確保できるか
- ・ 事業実施年度末までに省エネ技術導入後のデータ収集期間が確保できるか

### ② 適用技術の効果

- ・ 省エネ効果が得られる省エネ技術であるか

### ③ 省エネ技術の多様性・汎用性

- ・ モデル地区の地域性や導入する省エネ技術の多様性・汎用性を考慮した実証が可能であるか

## 4 審査結果の通知

審査結果については、委員会における最終審査が終了次第、速やかに全ての応募者に対して通知する予定です。通知の時期は、平成 27 年 8 月中旬を予定しています。

審査結果の通知については、事業実施候補者には補助金交付の候補者となった旨をお知らせするものであり、補助金の交付は、別途、必要な手続を経て、正式に決定されることとなります。

事業実施候補者については、センターのホームページで公表します。

委員会の議事及び審査内容については、非公開とします。審査委員は、審査において知ることのできた秘密について、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても第三者に漏洩しないという、秘密保持の遵守が義務付けられています。

なお、事業実施候補者の決定に係る審査の経過、審査結果等に関するお問合せにはお答えできませんので、あらかじめ御了承下さい。

### 第 1 1 交付決定に必要な手続等

事業実施候補者は、センターの指示に従い速やかに、交付要綱及び実施要領に基づき補助金の交付を受けるため、事業実施計画の承認及び補助金交付申請書（以下「申請書等」という。）をセンターに提出していただきます。申請書等をセンターにおいて審査し、農林水産省と協議した後、交付決定通知を发出します。

なお、申請書等の内容については、審査結果に基づいて修正していただく場合があります。

## 第12 事業実施主体の責務等

事業実施主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行にあたって、以下の条件を守っていただきます。

### 1 事業の推進

事業実施主体は、実施要綱、交付要綱及び実施要領を遵守し、事業全体の進行管理、事業成果の公表等、事業の推進全般についての責任を負っていただきます。特に、交付申請書の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、報告書の提出等については、適時適切に行ってください。

### 2 取得財産の管理

本事業により取得又は効用の増加した設備等の財産（以下「取得財産」という。）の所有権は、事業実施主体に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

- (1) 取得財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（第3のなお書きによる納付額の累計が補助金相当額に達した場合を除く。以下「処分制限期間」という。）においては、事業終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません（他の用途への使用はできません。）。
- (2) 処分制限期間においては、取得財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上のものについて、補助金交付の目的と異なる使用、譲渡、交換、貸付け等を行う場合は、事前に、農林水産大臣の承認を受けなければなりません。

なお、取得財産の処分によって得た収入については、交付を受けた補助金の額を限度として、その収入の全部又は一部を農林水産大臣に納付していただくことがあります。

### 3 事業成果等の報告及び発表

事業成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、本事業終了後、実施要綱、交付要綱及び実施要領に基づき必要な報告を行っていただきます。また、センターは、あらかじめ事業実施主体にお知らせした上で、報告のあった事業成果を公表できるものとします。

- 4 本事業に関して知り得た業務上の秘密については、事業の実施期間にかかわらず、第三者に漏らすことを堅く禁じます。



### 第 13 公示への委任等

この公募要領に定めるもののほか、公募に関し必要な事項は公示で定めます。公示は、センターのホームページに掲載されます。また、この公示に併せて、センターは、公募開始等の周知に努めることとします。

#### 附 則

この公募要領は、農村振興局長の承認のあった日（平成 27 年 5 月 25 日）から施行する。

別紙様式第 1

番 号  
年 月 日

一般社団法人 地域環境資源センター  
理 事 長 田中 忠次 殿

市町村長

省エネ技術導入事業に係る課題提案書

省エネ技術導入事業に係る課題提案書を、別添のとおり関係書類を添えて提出します。

(別添)

省エネ技術導入事業 課題提案書

1. 事業実施計画											
1) 省エネ技術選定理由 ※ 省エネ技術を選定するに至った理由を記載すること。 (記載例) 〇〇処理区については、設置後〇年を超え、経年劣化による老朽化が進み、故障もしくは機能低下を生じている機器が多く、更新整備が必要となっており、また、現有施設では、電力料金及び汚水処理費などに要する維持管理経費の削減が求められている。 このことから、農業集落排水事業（機能強化対策）による機械設備の更新整備と併せて、市町村内の〇ヶ所の処理施設に対応可能な真空管路への吸気弁及び流量調整槽攪拌装置の間欠運転について、〇〇処理施設に先進事例として設置し、市町村内の全施設の維持管理費の縮減を図りたい。											
2) 現有施設の諸元											
処理施設名	〇〇										
供用年度	〇年度										
処理型式	JARUS-〇型等記載										
計画処理人口	〇〇人										
計画処理戸数	〇〇戸										
3) 改築計画 ※市町村単独事業の場合はその旨記載すること。											
処理施設名	〇〇										
事業工期	平成〇年度～平成〇年度										
総事業費	〇〇百万円										
改築内容	<table border="1"><thead><tr><th>改築内容</th><th>数量</th><th>備考</th></tr></thead><tbody><tr><td>〇〇設備の機器更新</td><td>〇箇所</td><td></td></tr><tr><td>マンホールポンプ施設に導入済みの遠方監視装置の更新</td><td>〇箇所</td><td></td></tr></tbody></table>		改築内容	数量	備考	〇〇設備の機器更新	〇箇所		マンホールポンプ施設に導入済みの遠方監視装置の更新	〇箇所	
改築内容	数量	備考									
〇〇設備の機器更新	〇箇所										
マンホールポンプ施設に導入済みの遠方監視装置の更新	〇箇所										
4) 省エネ技術の導入											
(1) 導入したい省エネ技術（機器・運転）											
導入したい省エネ機器											
・真空式管路へ吸気弁を設置する。 ・〇〇〇を設置する。											
導入したい省エネ運転											
・流量調整槽攪拌装置の間欠運転を導入し、民間管理業者へ委託する。 ・〇〇〇運転を導入し、〇〇を〇〇する。											
※ 導入したい省エネ技術（機器・運転）について記載すること。											
(2) 省エネ機器の導入方法について ※どの様にしてお互いの工事を合せて行うのか下表に○を記入すること。（その他については具体的に記載すること）											
改築工事の契約変更により省エネ技術導入を追加	○										
省エネ技術導入について別途、工事発注											
その他（具体的に記載）											
(3) データの収集 ※データの収集方法等について記載すること。											
収集者	民間管理業者に委託										
収集方法	14日間に1回（月曜日）、運転データ等（使用電力量）の回収を行う。										

2. 事業実施スケジュール

1) 改築工事スケジュール

改築工事の契約時期	平成27年〇月〇日 (済又は予定を記載)
-----------	----------------------

2) 省エネ技術導入スケジュール

<b>【省エネ機器設置】</b>	
ポータブル電力計等の設置が可能な時期	平成26年〇月〇日～
省エネ機器設置時期	
〇〇機器設置	〇月〇旬～〇月〇旬
〇〇機器設置	〇月〇旬～〇月〇旬
<b>【省エネ運転】</b>	
ポータブル電力計等の設置が可能な時期	平成27年〇月〇日～
省エネ運転開始時期	平成27年〇月〇日～

3. 事業費内訳

(単位：千円)

区 分	補助事業に要する経費	負担区分		備 考 (積算基礎)
		国庫補助金	その他	
1 委託料	〇	〇	〇	
2 工事費	〇	〇	〇	
3 設備費	〇	〇	〇	
計	15,000 + A	15,000	A	

※ 備考欄には、区分欄に掲げる経費の根拠（経費内容、単価、数量、員数等）を詳細に記載すること。

※ 備考欄は、別様とすることができる。

※ 委託料は、省エネ技術導入初年度目の省エネルギー機器の運転データ等の取りまとめに必要な経費及び省エネ運転の実施による掛かり増経費等を計上できる。

(記載例)

1 委託料

データ記録

省エネ運転 〇〇作業員 〇円× 〇日×1人×1カ所=〇円

省エネ機器 〇〇作業員 〇円× 〇日×1人×1カ所=〇円

計 〇円

2 工事費

〇〇設備 〇円× 〇ヶ所=〇円

〇〇設備 〇円× 〇ヶ所=〇円

計 〇円

3 設備費

〇〇設備 〇円× 〇ヶ所=〇円

〇〇設備 〇円× 〇ヶ所=〇円

計 〇円

4. 事業担当者及び連絡先

※ 氏名、所属（部署等）、役職、電話番号、FAX番号、メールアドレス等について記載する。

(記載例)

〇〇市町村〇〇部〇〇課

主任 〇〇 〇〇

TEL 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

FAX 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇

mail 〇〇〇〇@〇〇.〇〇

(添付資料)

1. 農業集落排水事業〔機能強化対策〕概要表（農山漁村地域整備交付金実施要領別紙 10-2（農業集落排水事業に係る取扱 様式第2号の2の2））

※農山漁村地域整備交付金以外の事業（市町村単独事業を含む）による改築を実施を行う場合は、その事業の概要が分かる資料

2. 事業計画図（位置図、計画平面図）

3. 処理施設の構造が分かる図面

※既存の構造図などに省エネ機器の設置位置を旗揚げなどして添付してください。配筋図等は必要ありません。